

第5章 文化財の保存・活用に関する事項

伊賀市には指定文化財等が 496 件ある（令和 2 年(2020) 4 月 1 日現在）。これらの文化財は市内全域に分布し、本市の歴史・文化・自然環境を伝える貴重な資料として、地域住民の心の拠り所や観光振興の重要な資源となっている。本市に残される文化財を確実に後世へ伝えていくためには、文化財それ自体の保存のみではなく、周辺環境も含めた保存管理を図る一方で、文化財に係る人的な活動、ソフト面での活動を活性化していく必要がある。

1. 文化財の保存・活用の現状と今後の方針及び具体的な計画

伊賀市では、国・県・市指定文化財については文化財保護法、三重県文化財保護条例、伊賀市文化財保護条例に基づき、所有者や管理者等に適切な保存と管理に関する指導や助言を行っている。今後も関係法令等に基づき、引き続き適切な保存と管理を行う。また、未指定文化財については、調査・研究を実施しその価値を適切に判断し、必要に応じて指定に向けた取り組みを図っていく。無形民俗文化財については、これまでも様々な補助や助成事業を活用し、用具の整備や保存継承に不可欠な記録映像を撮影し、継承や記録保存に努めてきた。高齢化が加速化していく現代社会においては、無形民俗文化財の担い手となる次世代育成が急務とされ、当市においても後世に文化財を伝承していく活動を積極的に行っていく。

国指定文化財は文化財保護法に基づき、所有者や管理者等に適切な保存や管理に関する指導や助言を行っている。

史跡としては旧崇広堂の保存修理や上野城跡の保存整備を行い、伊賀国庁跡については保存管理計画を策定し、適切な保存・管理に努めてきた。また、上野城跡については既に保存管理計画を策定済みであるが、本史跡については計画の見直しの必要性和新たな策定が課題となっている。一方、旧崇広堂においても、整備完了時点と異なる状況が生まれていて、日常の管理指針を定めることが急務となっている。こういった課題は、重点区域外に所在する名勝及び史跡の城之越遺跡にも共通の課題であり、現在の状況を踏まえた日常管理のあり方が重要となってきている。

重点区域内で行われる祭礼などの無形民俗文化財については、上野天神祭のダンジリ行事については、平成 9 年度（1997）から 12 年度（2000）にかけて国庫補助及び県費補助を受け、上野天神祭民俗調査団による詳細調査が実施され、平成 14 年（2002）2 月に国重要無形民俗文化財に指定された。さらに平成 28 年（2016）11 月 30 日（日本時間 12 月 1 日）には「山・鉾・屋台行事」の 1 つとしてユネスコ無形文化遺産に登録された。また、植木神社の祇園祭巡行についても、平田中町楼車の水引幕の修理を実施するとともに、普及啓発用の小冊子を平成 25 年度（2013）に発行した。一方、市内各所に残る「かんこ踊り」に関して、詳細調査及び総合調査報告書の刊行を行うとともに、映像記録の

撮影と整理、イベント、普及用冊子の刊行を実施した。今後は、無形民俗文化財を次世代に継承していくための方策を継続して取り組んでいく。

2. 文化財の修理（整備含む）に関する方針及び具体的な計画

文化財の修理や整備について、国・県指定文化財については、文化財保護法をはじめ関係法令に基づき適切な手続きをとって、文化庁や三重県教育委員会及び必要に応じて学識経験者等に指導や助言を受け実施している。市指定文化財については、伊賀市文化財保護審議会や伊賀市文化財保護指導委員等に指導・助言を仰いで実施している。また、文化財の修理や整備にあたっては、資料の詳細な調査を元に文化財の価値を損なわない形で修理・整備を行う。

重点区域においては、上野城跡保存整備事業、上野天神祭のダンジリ行事民俗文化財伝承保存事業を引き続き実施する。その事業に際しては、学識経験者で組織する指導委員会、審議会及び伊賀市文化財保護審議会の指導・助言を受けている。また、県指定名勝及び史跡である蓑虫庵の門の茅葺屋根の修理工事を平成26年度（2014）に、さらに市指定有形文化財である西町集議所米蔵・附属屋屋根修理工事を平成25年度（2013）に実施した。市指定有形文化財の伊賀文化産業城（上野城復興天守）についても、風水害による破損箇所について、所有者である伊賀文化産業協会の事業として修理を実施している。平成29年度（2017）からは、旧城内で唯一現存する市指定有形文化財の成瀬平馬家長屋門をまち巡り拠点施設整備事業として修理を実施し、平成30年度（2018）から市指定史跡芭蕉翁生家において主屋の修理に着手している。

3. 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針及び具体的な計画

柘植歴史民俗資料館において、考古・民俗資料等の展示・公開及び保管を行っているほか、市民団体に展示の一部を委託するなどして訪れる市民や観光客に対し、より理解しやすい展示や解説の充実を図っている。また、旧崇広堂、城之越遺跡、入交家住宅、旧小田小学校本館といった文化財施設で、史跡・名勝あるいは建造物の文化財そのものの実物展示を行うとともに、各施設の展示場において関連資料を展示している。これらの施設においては、同一の指定管理者が管理していることから、各施設における連携強化を図り、特に「灯りと華のプロムナード」といったイベントにおいては、重点区域に所在するこれらの施設及び栄楽館、赤井家住宅などの6施設を周遊する取り組みを行っている。

同様にエリア内にある上野図書館においては、市の貴重な資料・文化財を保管する側面から、図書館本来の役割を担うのみならず、ガイダンス施設を利用して『伊水温故』と菊岡如幻』三重県有形文化財指定記念歴史企画展（平成25年（2013）6月～7月）等を実施し、来館者の興味・関心に資する役割を果たしている。ただ、収集されている貴重資料を保管するスペースの不足や、重要資料を保管する施設としての設備が十分とは言えないことから、指定文化財の防犯上の課題をクリアしていくためにも、今後、図書館

本体の施設の移転や整備について中心市街地の賑わい創出という観点からも検討を行っている。平成 31 年（2019）3 月に市指定有形文化財となった旧上野市庁舎については、文化財の価値を精査し、専門家の指導・助言を得て『市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画』を策定し、文化財としての保護・保存を図っている。

登録有形文化財も城下町エリアに多数所在し、赤井家住宅は、国登録有形文化財として登録された後に、観光客や市民の交流の場として活用できるように改修し、平成 26 年（2014）10 月から利活用できるようになった。

また、平成 22・23 年度（2010・2011）の 2 ヶ年で、城下町に所在する文化財を洗い出し、文化財を活かしたマスタープラン「上野城下町再発見～上野城から城下町へ～」を策定し、上野城跡から城下町を周遊するルートを作成した。具体的には複数のルートをテーマごとに設定し、周遊時間を選択できるようにした。上野城跡とその周辺の文化財を結節することで 4 つのルート（①筒井時代の上野城と伊賀焼、②藤堂家と江戸時代の城下町、③俳聖松尾芭蕉と上野城、④廃城後の上野城と上野モダニズム）を構築した。平成 11 年（1999）には、ウォーキングトレイル「甚七郎（芭蕉の幼名）の散歩道」を設定し、上野城下町に今もまだ残る文化財や芭蕉ゆかりの地、芭蕉句碑等を散策するコースが設定されている。

一方、島ヶ原エリアにおいては、観菩提寺に近接して国登録有形文化財である福岡醤油店が所在し、比較的狭いエリアであるが風情のある佇まいを醸し出している。島ヶ原エリアにおいては、観菩提寺を中核とするエリアとは別に街道沿いの宿場町も残っていて、2 つのエリアを結ぶルートの整備やサイン計画が必要となっている。

同じく阿保エリアにおいては、大村神社を東にいただく形で阿保宿場町が残存し、伊勢参りの講看板も宿場には残されていて、こういった文化財を積極的に活用して宿場としての町並み形成を図っていく。また、新たな文化財等の歴史的資産の掘り起こしを地域と協働し、そのまとまりやエリアについても検討していく。

4. 文化財の周辺環境の保全に関する方針及び具体的な計画

文化財の周辺環境を保全するために、都市計画法に基づく用途地域、景観法に基づく「伊賀市景観計画」を平成 21 年（2009）1 月に策定し、伊賀市域全体の景観保全に努めてきた。特にその対象としたのは、城下町景観、街道・宿場町景観、自然景観であり、また、上野城下町地域内においては、だんじりが映える町並み景観の形成を目指して「伊賀街道・大和街道沿線および寺町地区景観計画」を併せて策定し、重点風景地区を定めて景観形成の核として保存を図っている。また、文化財を活かしたまちづくりを進めるため、文化財課では現状変更許可行為や包蔵地確認、都市計画課では都市公園使用許可や開発行為などお互いが情報を共有し連携して対応するよう努めている。

重点区域では、景観計画上、上野城下町を「城下町の風景区域」として景観形成方針に

定め、上野天神祭の楼車が巡行する三筋町や上野農人町・上野車坂町・上野寺町等の歴史的町並み及び歴史的に重要な建造物の保全、修復、再生を図り、特にだんじりの映える町並み景観の形成を図るよう努めている。電柱が道の両側に立てられ、電線が道路を跨ぎ、看板が道路側に飛び出して、楼車の巡行を阻害しているといえる。これらを改善するとともに、人口減少・高齢化により城下町内に多くの空き家・空き店舗・空き地が発生しており、城下町景観を再構築するためにも、空き家・空き店舗等の有効活用を図り、空き家のファサード修景を検討する。

さらに景観重要建造物の指定方針を定め、文化財保護法及び県・市文化財保護条例で指定・登録している文化財や、指定・登録文化財ではない建造物でも地域のシンボリックな存在となり、または地域の歴史を想起させるものなど景観上特に重要な建造物を重点的に保全するとしている。

また「宿場町景観・街道筋景観」として景観計画には記載される地域に関しては、旧街道沿いの宿場町の伝統的な造りの建物が現在も数多く残されており、これらの町並みの保全と合わせ「自然景観」として周辺の田園、里山景観の保全を図るとしている。

島ヶ原地区には、観菩提寺を中心とする周辺景観に石積みの棚田を中心とする田園、里山景観があり、また、大和街道島ヶ原宿には旧日本陣跡や宿場町景観が残されているが、近年、建造物の近代化、滅失など良好な街道景観が失われつつある。田園、里山景観も所有者の高齢化、人口減少から荒廃する可能性があり、街道景観や自然景観に調和する田園、里山景観の保全を図っていく。

初瀬街道阿保宿場町では、宿場町の町並み景観とともに木津川から導水した水路が道路の両側に残され優れた街道景観を呈している。しかし水路が、立ち並ぶ住宅の前面に位置し、駐車場確保の観点や商店来客の便宜などから、水路の一部に鉄板やコンクリート製の蓋がされて、全体を通して暗渠と開渠が混在している状況である。

5. 文化財の防災に関する方針及び具体的な計画

市消防本部や伊賀警察署と連携し、文化財の盗難に対する見回りや防災点検、住民への啓発活動を実施し、文化財の防犯・防災に対する意識の向上を図るよう努める。また、文化財の所有者や管理者等に対し、防犯設備や消防設備を適切に設置するよう指導を実施する。さらには市地域防災計画に記載された、有事の際の文化財保護に関する連絡体制の確認や、指定管理を委託している国史跡旧崇広堂、旧小田小学校本館、入交家住宅、赤井家住宅の初動体制の確立と連絡網の確認を徹底させる。

平成22年(2010)7月に上野天神宮の拝殿が不審火により焼失するという火災が発生した。拝殿に隣接する県指定文化財の楼門・鐘楼へやの延焼は幸いにも免れたが、城下町中心部での火災であり、防火の重要性が再認識されることになった。また、平成31年(2019)4月15日に起こったフランスパリのノートルダム大聖堂の大規模な火災の発生を受け、文化庁から国宝・重要文化財等の指定文化財にかかる防火対策等について状

況調査の実施が求められ、その後、県指定文化財においても美術工芸品を含めた緊急状況調査も行われている。さらに、令和元年（2019）10月31日に沖縄県那覇市の国史跡首里城跡の正殿等の復元建物群が焼失した事件は防火防災への対策が急務であることを印象づけた。

従来から、毎年1月26日の文化財防火デーに合わせ、その前後に市消防本部の各分署単位で、消防署、消防団、地元自治会、住民自治協議会、文化財所有者が中心となり防火訓練を実施していたが、上野天神宮では、改めて平成25年（2013）1月に拝殿再建後の防災訓練を実施した。同じく重点区域に含まれる阿保の大村神社では、地元が中心となり消防署、消防団、教育委員会と連携を図りながら、既に整備されている放水銃を使った防災訓練が継続して毎年実施されている。一方、旧崇広堂も国指定史跡であることから放水銃・消火栓等の防災設備は完備しているものの、毎年の訓練が実施できていないので計画的に実施しなければならない。また、平成22年（2010）12月に国重要文化財に指定された俳聖殿は、上野城跡（上野公園）内にあり夜間などは無人となり、防犯・防火対策が不十分であることから、平成27・28年度（2015・2016）で消防施設整備を設置した。さらに、島ヶ原の観菩提寺本堂等は国重要文化財であることから放水銃等防火設備が設置され、地域住民等とともに定期的に防火訓練が実施されている。

重点区域以外では、同じく国重要文化財に指定されている町井家住宅は、個人が所有している重文建造物として市内唯一のものであり、平成26年度（2014）に防災設備の整備更新事業を実施し、消火器等の定期点検についても、補助事業として継続していく計画である。一方、猪田神社本殿（猪田）には設備がないため、平成30年度（2018）～令和元年度（2019）にかけて檜皮屋根葺き替え等の保存修理を行うとともに、令和元年度（2019）から令和2年度（2020）にかけて防火防災の整備事業を完了した。また、令和2～3年度（2020～2021）にかけて神社と地域の理解を得て高倉神社本殿ほか2棟の防災施設整備事業に取り組んでいる。

防犯の観点では、国重要文化財の美術品等を所有している寺社に対しては、国補助のもと防火を兼ねた収蔵庫を設置したり、無住の寺院を中心に関係者に対して防犯装置の設置を呼びかけたりして、国少額補助等により少しずつではあるが設置を推進しており、今後も計画的に設置を進めていく。

こういったハード面の整備のみならずソフト面の取り組みも不可欠であり、寺社や貴重な資料を保管する図書館等については、防犯・防火を図る上で、自動火災警報器の設置や点検、折りに触れ所有者・関係者への注意喚起を促すなどの対策を推進する。

6. 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針及び具体的な計画

市内に所在する文化財について、広く市民や観光客に関心を持ってもらうことが重要であり、市では、これまでに文化財講座、市内小学校への出前講座、資料館、文化財施設

における出張講座、文化財情報の市広報への掲載等を通じて市民への啓発活動を実施してきた。今後も、学習会やケーブルテレビなどを活用した情報発信を継続的に行う必要がある。

また、平成 24 年度（2014）に刊行した市内の指定文化財を網羅した冊子である『伊賀市の文化財』の有料頒布改訂版を平成 27 年度（2015）に刊行した。冊子作成に際しては、指定文化財のデータの再整理と写真撮影を行っており、それらのデータについては随時市ホームページにも公開している。

「上野城下町区域」においては、上野城跡内に所在する（公財）伊賀文化産業協会が伊賀文化産業城を管理し、本丸でのイベントや大天守での展示などを実施している。また（一社）伊賀上野観光協会は伊賀流忍者博物館を運営し、忍者の歴史や文化の周知と忍者ショーを通じた啓発活動を行っている。市企画振興部文化交流課は、国重要文化財俳聖殿や県指定史跡及び名勝の蓑虫庵、市指定史跡の芭蕉翁生家を所管し、芭蕉翁記念館において特別展や企画展を実施し、芭蕉祭等のイベントにより芭蕉の顕彰活動を推進している。市産業振興部観光戦略課においては、地元での伊賀 NINJA フェスタとともに東京での IGANINNJAWEEK といった忍者を通じたイベントを中心に観光振興を行っている。また、同部中心市街地推進課においては市指定有形文化財成瀬平馬家長屋門や国登録有形文化財の赤井家住宅を所管し、恒例となっている「ライトアップイベントお城のまわり」や上野市駅前での月 1 回のイベント等を通じて上野城内と城下町の賑わい創出に取り組んでいる。さらに、ハイトピア伊賀の生涯学習センターにおいても、歴史文化に関する講演会、講座が定期的に開催されている。ハイトピア伊賀では、観光案内所を設置し、市民や観光客が手軽に情報を得ることができる案内パンフレットを配布している。

市民団体の独自活動としては、例えば、上野文化美術保存会が上野天神祭のダンジリ行事に関して、後継者育成や祭り啓発を兼ねて楼車お囃子体験教室を実施している。府中・神戸地区住民自治協議会や柘植地域まちづくり協議会等の住民自治組織が文化財講座や文化財ウォークとして、講師を呼んで講座を開催したり地域内の文化財・歴史遺産を訪ねたりしている。平田中町自治会では実行委員会を組織し、植木神社祇園祭に係る楼車幕の修理と宿場の旧屋号看板の作成や自治会が所有する楼車を見直すための冊子の発行を行っている。また、地元の文化財を自主的に管理しようと、いがまちの霊山保勝会、大山田地区の鳳凰寺遺跡保存会、中村区が遺跡・古墳の史跡環境整備（除草作業）を実施し、史跡本来の姿を顕在化させている。

7. 埋蔵文化財の取り扱いの現状と今後の方針及び具体的な計画

市においては、旧石器時代から近世に至るまでの周知の埋蔵文化財包蔵地が数多く確認されていて、その総数は2,700箇所を越える。

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為については、文化財保護法に基づく届出を受け、三重県教育委員会と調整を図りつつ、開発業者と協議を行い、できる限り埋蔵文化財の保護を図ることに努める。開発行為により遺構が失われる場合は、発掘調査を実施し、記録保存を図るとともに、その調査成果の公表を行う。また、出土遺物等についても適切な保管・管理を行うとともに、適宜資料館等において展示していく。

重点区域は、特に上野城跡や上野城下町においては、その区域の大半が周知の埋蔵文化財の包蔵地（上野城下町遺跡）となっていて、これらの包蔵地のほとんどが近世の遺跡に属し、上野城下町の構造を理解するうえで重要な遺跡である。このため、民間で行われる建築物や構造物の取り壊し撤去、また、建設の際には現場立会いなど十分な指導管理を行い、事業者にも注意を喚起し、埋蔵文化財への影響を極力避けるように指導する。

8. 文化財の保存・活用に係る教育委員会の体制の現状と今後の方針

本市における文化財の保存・活用を担当する部署は、教育委員会事務局文化財課であり、課内に課長1名、文化財係4名、歴史資料係2名のスタッフが所属している。文化財施設としては資料館2館以外に、旧崇広堂、旧小田小学校本館、入交家住宅、城之越遺跡が課の所管であり、（公財）伊賀市文化都市協会に指定管理を委託している。

伊賀市文化財保護条例に基づき、市文化財保護審議会が設置され、文化財の指定・解除等の文化財の保護に関する重要事項について調査及び審議を行う。現在の委員は8名で、建造物1名、絵画・古筆1名、彫刻1名、文書1名、史跡・考古資料1名、民俗文化財2名、天然記念物（植物）1名で構成されている。また、同条例に基づき市文化財保護指導委員を9名委嘱している。委員は、広域に及ぶ市の文化財の概況確認および調査の役目を担い、合併前の旧市町村を主たる活動エリアとして、上野地域4名、伊賀地域1名、島ヶ原地域1名、阿山地域1名、大山田地域1名、青山地域1名の構成となっている。

本市の文化財行政は、各委員のバックアップを得ながら教育委員会事務局文化財課が進めているが、実際に指定・登録に向けての調査を実施していく際に、分野によっては外部委員に依頼せざるを得ない場合も多く、また、委員の高齢化とともに新たな委員の発掘が急務となっている。また、専門職員や委員の確保に努める必要性が指摘されている。

9. 文化財の保存・活用に関わっている住民・NPO等各種団体の状況及び今後の体制の方針と具体的な計画

市内には文化財の保存や管理に関わる団体が複数存在し、各地域においてその活動を

行っている。上記6でも一部紹介したが、そのほかに国史跡御墓山古墳の周辺および周遊路については、地元佐那具町自治会によって定期的に除草作業が行われている。また、市史跡柏野城跡や竹島城跡、壬生野城跡でも地元民によって除草、環境整備作業が行われている。また、かんこ踊り、獅子神楽等の民俗芸能の継承活動は各保存会により行われている。

重点区域内での文化財と住民等の関わりについては、カルチャーボランティアガイド「伊賀上野語り部の会」により上野城跡等の案内が行われている。また、島ヶ原エリアにおいては、NPO法人「伊賀・島ヶ原おかみさんの会」により、地域の文化、文化財を活かした活動が行われている。

一方、大山田郷土資料館（富永）においては、「大山田郷土の広場」が資料館の運営と展示に積極的に取り組んでいる。

今後は、文化財の保存・活用に関わっている地域住民等と行政との連携を強化し、継続して活動ができるような支援等を行うなど官民協働により保存・活用を図っていく。

伊賀市内で活動する文化財関係団体等

団体名	活動概要
カルチャーボランティアガイド 伊賀上野語り部の会	文化財施設等の案内 (重点区域)
上野文化美術保存会	国重要無形民俗文化財上野天神祭のダンジリ行事の保存・継承と祭礼行事等の運営 (重点区域)
芭蕉翁顕彰会	松尾芭蕉の顕彰活動 (重点区域)
NPO 法人伊賀・島ヶ原おかみさんの会	歴史・文化の継承 (重点区域)
獅子神楽保存会（島ヶ原）	伝統芸能継承（鷗宮神社例大祭） (重点区域)
荒獅子太鼓保存会（島ヶ原）	伝統芸能継承（太鼓踊） (重点区域)
阿保地区住民自治協議会	阿保地区の文化の継承 (重点区域)
西宮本獅子舞保存会（阿保西部区）	伝統芸能継承（大村神社例大祭） (重点区域)
獅子舞保存会（阿保東部区）	伝統芸能継承（大村神社例大祭） (重点区域)
比自岐神社の祇園踊保存会（上野地区）	伝統芸能継承（比自岐神社祇園祭）
勝手神社神事踊保存会（いがまち地区）	伝統芸能継承（勝手神社の神事踊）
下柘植宮踊保存会（いがまち地区）	伝統芸能継承（日置神社の神事踊）
愛田かっこ踊り保存会（いがまち地区）	伝統芸能継承（日置神社の神事踊）
春日神社獅子神楽保存会（いがまち地区）	伝統芸能継承（春日神社獅子神楽）
霊山保勝会（いがまち地区）	史跡環境整備（霊山山頂遺蹟）
大江羯鼓踊保存会（阿山地区）	伝統芸能継承（羯鼓踊り）
鳳凰寺遺跡保存会（大山田地区）	史跡環境整備（鳴塚古墳）
中村区（大山田地区）	史跡環境整備（辻堂古墳）
大山田郷土の広場	資料館の運営・展示（大山田郷土資料館）